

令和 6 年度 第 7 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

令和6年度 第7回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年10月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

(柏原地域) 2番 堀 巧

(氷上地域) 3番 池田 将徳 4番 荻野 恭敏 5番 兼古 善明

6番 平松 稔久 7番 福井 脩 8番 山本 浩子

(青垣地域) 9番 足立 篤夫 10番 足立 年一 11番 荻野 一喜

(春日地域) 12番 荻野 隆太郎 13番 小橋 季敏 14番 新才 泰則

15番 婦木 克則 16番 細見 滋樹

(山南地域) 17番 岸本 好量 18番 田中 幸治 20番 和田 憲治

(市島地域) 21番 荒木 嘉信 22番 荻野 広 23番 橋本 慶子

24番 米田 豊

○欠席委員 (2名)

1番 亀井 昌一 19番 野垣 克巳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 農地等の競売に対する買受適格証明承認について (第3条)

議案第 5 号 非農地証明願承認について

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 協議事項

協議第 1 号 令和7年度丹波市の農業振興施策に関する意見について (別冊)

6. 閉会

1. 開会

○議長 定刻になりましたので、会議を始めます。

ただいまより、令和6年度第7回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。

在任委員24名中、議席番号1番の亀井委員、議席番号19番の野垣委員から欠席届が提出され、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

続いて、大変申し訳ございませんが、議案書の訂正をお願いいたします。

1件取下げがございました。訂正をお願いします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についての番号4番につきまして、書類不備により取下げをさせていただいておりますので、抹消のほう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号14番の新才委員、議席番号16番の細見委員、両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号3番、番号5番～番号28番 ～

～ 報告第3号 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番、番号5番～番号14番朗読

○議長 事務局からの説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号3番までと、番号5番から番号13番を、譲受人が同一のため、一括で議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番から番号3番まで、それから番号5番から番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しております。

栽培計画は、湿田対策として形状変更後、ゴマを栽培する計画になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、実家の隣の農地を譲り受けて、家庭菜園、観賞用作物を植えたいということです。図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番から番号13番まで、1つずつ審議していきますので、よろしくお願いします。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 ちょっとお尋ねするんですが、この方、他の地域にも確か利用権設定をしてはと思うんですけど、ここの耕作状況というのはちゃんと管理されとるんでしょうか。田んぼ周りの草刈りができていないところが、たまにあるのを聞くんですけどね。

○委員 草刈りのほうはされているということで、保全管理という部分もたくさんあるかと思いますが、そういうことで、草刈り等は当地域ではされておるということを確認しておるんですけど。

○委員 これから注意して見といてください。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。はい、〇〇委員。

○委員 1か所に集約してますけど、ここでは作物は何を作られるんですか。

○委員 ゴマを作りますという計画になっております。湿田がかなりたくさんあるんで、形状変更を行いたいという計画になっています。

○議長 年度ごとの計画があると思うので、それも言っていてよろしいか。

○委員 令和6年は保全管理。それから令和7年は形状変更。令和8年からゴマを栽培するということになっています。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 譲渡人の方なんですけども、この方は、申請地を何年前ぐらいに買われたか分かりますかね。

○委員 私のほうでは分からない。

○委員 ちょっとお聞きしたいのが、この方はよくちよくちよく買われとるんですけど、管理がなかなかされてないところがありますので、それを私、今お尋ねしたわけなんです。

○議長 事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

添付資料によりますと、令和5年5月30日に売買ということで登記がされております。2筆とも同様、令和5年5月30日、原因は売買でございます。

○委員 まだ、1年ぐらいやね。保全管理されとるかなということが、ちょっと気になりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号11番なんですけど、これ非常に小さい田んぼばかりで、なかなか困難やと思うんですが、水稻か何かされる計画ですか。栽培計画。

○委員 栽培計画は、全てゴマと聞いてますけど。形状変更後は、ゴマを栽培する。

○委員 ゴマ、分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番、番号16番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番、番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は10ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

もうちょっと詳しく説明しますと、10ページの地図を見ていただきましたら、道を挟んで反対側に工場があるんですけども、これは譲受人が経営されている工場でございます、ここに外国から来られておる従業員が4人ほどおられまして、その取得される農地の隣に建物があるんですけども、ここを改装して、寮として整備すると。そして、寮に住まわれておる外国人の従業員と一緒に、譲受人が野菜を作って、それを寮で生活する人たちの食卓に出したいというような計画でございます。

続いて、番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号17番、番号18番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号17番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号17番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は12ページに示しております。

譲受人は、この図面の申請地に隣接する工場を経営しておられます。そして、今回取得される、ちょうど北側につきましては、前に取得されています。

そして、この方の在留資格の確認もできております。そして、この北側の土地につきましても、野菜を作りたいということで、準備をされております。そして今回につきましても、主に野菜を作りたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページ、14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号19番～番号26番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１５ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２０番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号２０番は、農地を売買により取得をし、農業経営を開始したいというもので、図面は１６ページに示しております。

譲受人は、新規に農地を購入し、野菜を栽培される予定です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号２１番も、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号２１番は、農地を売買により取得をし、農業経営を開始したいというもので、図面は１７ページに示しております。

譲受人は、農地を購入し、野菜を栽培される予定です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２２番から番号２６番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２３番は、申請人は親子関係であります。譲受人が親から農地を贈与により承継したいというもので、図面は１９ページに示しております。

また、５２ページの番号１番ですが、譲渡人が無許可で貯水槽・製品置場・進入路として、施設を設置しております。今後もこの施設を譲受人が継続して使うというものでございます。農地を無断で転用したことについては、ごめんなさいということで、経過書がついております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２４番、番号２５番、番号２６番は、譲受人が同一人物でございますので、一括して議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号２４番、番号２５番、番号２６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したい

というもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番、報告第3号の番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号27番、番号28番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号27番は、農地を贈与によって取得し、果樹を栽培して、経営規模を拡大したいというものです。図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、譲受人は高齢ではありますが、現在も親戚と孫と一緒に耕作しておりまして、問題ないと考えます。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号27番について質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、露天農業用資材置場として利用するための申請で、図面は25ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、本件の隣接農地の所有者から転用等の同意が得られないため、疎明書が出ています。かいつまんで、読み上げをいたします。

隣接農地の所有者から転用等の同意が得られないため、申請地の2筆のうち、西側の農地に隣接する農地が2筆、北と南に分かれております。

その南側の農地、登記簿上の所有者は、明治20年11月28日以降移動しておりません。地元の自治会長を含め、近接の方に本件事情を説明し、情報の提供を依頼しましたが、後日その方々から、確たる情報がないと回答を得ました。

現地は、北側の農地、土地所有者が営農のために使用されております。

本申請につき、この耕作者には、転用等の同意をいただいております。

申請書には、南側農地所有者の丹波市発行の不在籍証明書を添付しております。

上記経過により、疎明書提出となりました。万一、本申請に対し紛争等が発生した場合は、私どもで解決し、委員会に一切御迷惑をかけないことをお約束いたします、とのことです。

なお、上記の経過に間違いのないことを、地域委員会としても確認をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ、疎明書の部分は、この申請農地の西側ですか。

○委員 そうです。

○委員 住所が分からんのかなあ。

○委員 2筆ありまして、その1筆の方が耕作をされております。もう1人の方が明治20年生まれですので、ちょっともう遡っても分からないと。

○委員 その耕作されとる人が判子を押さへんということ。

○委員 いや、耕作してる人は押してるんです。

○委員 すいません。疎明書の出てる農地って、この図面から言うたら、北南は関係なしに、右か左か、どっちか。

○議長 事務局説明から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

疎明書の出てる農地がどこかという御質問ですが、議案書25ページにこの申請地が2筆あります。その左側と、県道の間です。

このスペースには2筆の農地が存在しておりまして、上下に分かれています。で、北側については同意が得られておりまして、今回南側の土地所有者の同意が得られていないということでございます。

以上です。

○議長 位置関係を確認するため、暫時休憩をいたします。そちらに図面で示しますので。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは会議を再開いたします。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○委員 すいません。あと参考やけど、よろしいですか。

ここは、圃場整備はしていないんですか。

○委員 圃場整備はしていません。

○議長 よろしいですか。

～ 議案第 3 号 ～

○議長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、売買により一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は 29 ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつおおむね 500 メートル以内に医療施設が 2 か所存在するため、第 3 種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に一部が造成されていたため、始末書が添付されています。

内容は、昭和元年に農業用倉庫を建て、農機具の保管庫として、利用してきました。その後、令和 3 年に該当倉庫を解体し、現在に至っています。

最近になって、農地法に基づくしかるべき、許可申請を怠っていたことを知り、深く反省しています。今後は二度とこのようなことがないようにいたしますので、このたびの申請に関しまして、十分な御配慮をお願い申しあげます、という始末書が提出されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 この図面の四角い線のところが、今言われた。

○委員 コンクリートの基礎があります。

○議長 コンクリートの基礎が残ってて、この左側も使われるんですか。

○委員 図面の斜線部分だけです。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号2番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は30ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光条例では、住宅用地からの境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から、反対の意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定になっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は31ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、協定書に関しまして、地元自治会に確認したところ、完成後に結ぶ予定にしておることをございました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。この場所につきまして、工場とかに隣接してるんですけども、その辺の説明というか、説明とかはされとるんでしょうか。その辺の、反対があったとか、そういうことはないでしょうか。

○委員 地元等の同意は得られておるといふうに聞いております。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 ～

○議長 議案第4号、農地等の競売に対する買受適格証明承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申請人が農地の競売に参加するための申請です。図面は34ページに示しています。

西側3件のうち、図面見ていただいたら真ん中なんですけども、農業用倉庫が現在ありまして、買受人が落札後に、2アール未満の届出をすることになっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

農地等の競売に対する買受適格証明承認についての番号1番について、証明相当としてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、農地等の競売に対する買受適格証明承認についての番号1番は、証明すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は37ページに示しています。

10月15日に現地を確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに、問題はないと考えます。

続きまして、番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は37ページに示しています。

10月15日に現地を確認したところ、現地は公衆用道路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに、問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は38ページに示しています。

10月15日に確認したところ、現地は雑種地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これは雑種地って言われたんやけど、これポンプ用地って書いてあるんやけど。利用状況に。雑種地って言われたと思うんやけど、ポンプ用地いうたら、消火栓のことかな。

○委員 ポンプを置く土地にしたいということです。消火栓じゃなくて、機械を新たにするためのポンプを置きたいと、そういうこと。もともとここは雑種地であって、そこに置きたいということです。

○委員 ほな利用状況はこれ、雑種地ということ。

○委員 今は雑種地です。今はね。

○議長 よろしいですか。

○委員 ポンプ用地には間違いない。雑種地。

○委員 今は雑種地で、そこにポンプ用地にしたいということ。

○委員 すいません。これ利用状況やから、現状を話してもらわんと。予定ではないんで、現在の状況を。

○委員 今は水道のポンプが置いてある。

○委員 そう言ってもらえたらいい。

○委員 はい。そういうことです。現状は雑種地で、ポンプが置いてある。

○委員 置いてあると。分かりました。

○議長 現在は水道のポンプが置いてあるということで、利用はされておるということでよろしいですね。

○委員 はい。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページに示しています。

10月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しております。

10月11日に確認したところ、現地は倉庫敷地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 倉庫敷地ということで、現在は建物が建っていない。

○委員 図面を見ていただいたら、この建物が建ってる部分が、もう一つの宅地として現況はなっておるんですけど、ここ1筆、この部分だけ地番が2筆あるんです。で、現況は倉庫の敷地として、一体利用になると思うんですけど、この畑として残っておったというような状況です。

○委員 ここには、現在、建物は建っていない。

○委員 ないです。その倉庫の建っている周辺の敷地と一体利用されております。

○委員 露天作業場ということですか。

○委員 はい。

○委員 露天作業場、倉庫敷地に隣接した何か、駐車場とか。

○委員 でもないですけど、この図面でいう、この真四角になってる、ただの倉庫も含んだ土地が、もう一つの区画として、一体利用されておりますので。たまたまこの地番が違うので、非農地証明願が提出されたということです。

○議長 倉庫の出入口として利用されておることでもいいですか。

○委員 そうです。

○議長 それが、倉庫敷地として、表現してあった。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いするんですが、まず氷上地域委員会からお願いします。

○委員 番号1番から番号6番までを、10月15日の氷上地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに意見はございません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号7番から番号13番までを、10月15日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号14番から番号16番までを、10月16日の春日地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会。

○委員 番号17番から番号22番までを、10月11日の山南地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会。

○委員 番号23番から番号26番までを、10月11日の市島地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上、青垣、春日、山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号3番、番号4番なんですけど、通いになるんですか。それともこっちに拠点があるんですか。

○議長 番号3番、番号4番について。

○委員 通いですが、こちらに実家もありまして、そこで寝泊まりをされておるようなので、熱心な方ということです。

○委員 はい、分かりました。

○議長 ○○委員。

○委員 番号6番なんですけども、設定を受ける者と、それから設定する者と、ちょっと字は違うんやけど、親子の関係か何かでしょうか。

そこそこ距離があるということで、機械の運搬とか支障ないでしょうか。

○委員 番号6番の方も、この利用権設定する農地のそばに実家がございます。農機具等も全部あります。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告をお願いします。

まず、柏原地域委員会。

○委員 番号1番から番号3番までを、議席番号○番の○○が説明します。

10月16日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号4番から番号11番までを、10月15日の氷上地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号12番を、10月15日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号13番から16番までを、10月16日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。以上です。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号5番なんですけども、設定を受ける者と権利を設定する者が、この番号5番、同じになってるんですけど、よく分からん。これでいいんでしょうか。

○議長 事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

番号5番の設定する者と受ける者が同一で、ということかという御質問をいただいております。

いわゆる自分返しというパターンでございます。自分の所有地を中間管理機構に貸し出して、自分に返すということがあります。そのパターンで、将来的に耕作ができなくなった際には、集落内の別の担い手に移転、付替えをします。というものがございまして、今回のケースは、自分返しの例です。以上です。

○議長 よろしいですか。中間管理機構に預けます。それを借ります。この耕作者が、自分ができなくなったら、中間管理機構が次の耕作者を探す。そういうことです。そのために一旦預けるということをされている内容です。中間管理機構を挟むということは、そういうことができますので。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 地域計画が策定された地域は、今みたいに自分返しをする場合があると思いますが、自分の農地を全部する必要があるんですか。

○議長 事務局からお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

地域計画が策定されて、自己所有地を中間管理機構に貸し付ける必要があるかどうか。必要はございません。

ただ一点、国庫補助等を使う場合には、中間管理機構を通じた貸借、いわゆる担い手への貸付で、使える制度が変わってくる場合がございますので、場合によっては、活用されたほうがメリットのある集落もあろうかと思われます。

あと、先ほども自分返しという言い方で、分かりにくかったのかもしれませんが、例えば集積・集約の中では、自分返しで中間管理機構に出しておきますと、別の方に移転という手続ができますので、耕作者同士で圃場を入れ替える場合に、双方が中間管理機構を通じて出しておけば、中間管理機構と耕作者の間で移転の手続ができますので、そういうメリットもあると思います。

以上です。

○委員 はい、分かりました。

○議長 ほかに、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号、丹波市内における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号、丹波市内における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

それでは、ここで休憩にしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 特にございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 特にございません。

○委員 特にございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 協議第1号 ～

○議長 それでは、協議事項に入ります。

協議第1号、令和7年度丹波市の農業振興施策に関する意見について、事務局説明をお願いします。

○事務局 協議第1号朗読

○議長 事務局の説明がございました。

農業施策検討委員会の委員長から説明をお願いします。

○委員 失礼します。

まず、農業委員会等に関する法律第38条第1項における、丹波市の農業振興施策に関する意見書を、市へ提出するにあたり、本日、協議事項を上程しております。

意見書の取りまとめにあたりまして、8月の各地域委員会で、委員の皆さんから御意見をいただいております。

その後、農業施策検討委員として選出されました8名の委員において、8月26日、9月25日、10月7日に開催した農業施策検討委員会において、意見の集約化、項目の絞り込み、そして根拠等を整理した上で、意見書として整えました。

そして、10月の各地域委員会で、委員の皆さんに意見書案を配付し、追加でいただいた御意見を基に、10月18日の農業施策検討委員会で、意見書として完成させました。

内容につきましては、日々の委員会活動において、課題として捉えたものを、大項目として5つ掲げております。

まず1つ目は、地域計画の広域策定と今後の運用についてということです。

当初から意見としては出ておりましたが、策定に取り組めない集落もこの中にあるということで、各自治協議会で、広域的に取り組めないかというような意見が出ておりまして、そういう部分を入れておりますのと、今後策定していく集落では、そういうものを考慮してほしいというような意見としております。

それから、2つ目につきましては、農業の担い手・後継者対策ということで、3つ項目が載っております。

新規就農者の定着支援、担い手の効率的な営農のために、それから集落営農組織の強化、法人化を支援するということで、集落営農組織は、平成28年には77組織があったものが、年々減少をして、令和5年では55組織となっております。

そういうものを踏まえまして、組織の強化・法人化を支援していくと。法人化にあたりましては、雇用条件等の整備も進めて欲しいということを意見しております。

それから、3つ目につきましては、農村環境の保全・農地の維持管理ということで、その中で3つの項目に分けております。

水田農業の位置付け。現在、耕地面積5,500ヘクタールの中で、畑が500ヘクタール、水田面積は5,000ヘクタールではないかなと思います。

その中で、米の高温障害が近年多く見られるようになってきてまして、その辺の対策についても、意見を出しております。

それから、遊休農地の利用促進ということで、遊休農地再生には、いろいろ御意見があるんですが、さらに事業の拡充をしてほしいということで、出しております。

それから、草刈り作業の軽減。これにつきましても、中山間地域では非常に草を刈る面積が大きく高低差があるということと、高齢化も進んでいるということで、非常に労力と危険性が高くなっているという内容です。

それから、地域の協力体制について、市のリードを要請しております。

4つ目は、有害鳥獣対策の強化ということを出しております、ひとはバッファーズゾーンの整備などの効果の検証。去年も出ておりましたが、今年度1か所、試験的に取り組んでおまして、その効果の検証結果を出してほしい。よければ今後、拡大をしてほしいというようなことを出しております。

もう1つは、防護柵の助成金手続の簡素化ということを出しております。

それから、捕獲団体の活動支援です。一番の効果は、やっぱり捕獲・駆除することですので、それを担う各団体の活動の維持・充実を求めています。

あとは、ジビエとしての流通も要望しております。

5つ目は、魅力ある丹波市農業ということで、特産物の振興につきましては、やっぱり生産の拡大、認知度の向上、高付加価値化の取組というようなことで、丹波市の独自のPR、販売戦略を構築してほしいということ、それから今度は豆類などにも、高温障害等がありますので、その辺の技術的なことや必要な種子の確保などを要望しております。

次に、有機農業の推進ということで、これは地域計画の中でも、項目として提案をしておりますけれども、地域で一つの水系を有機農業ゾーンにすることも含めた意見にしております。

また、有機堆肥の地域循環についても支援をお願いしております。

最後に、こういうものを踏まえまして、共通した解決策ということで、2つ提案をしております。

まず1つ目が、丹波市版農業公社の設立。これにつきましては、地域委員会等でいただきました事例などを参考に、丹波市版を作るということでございます。

それから2つ目には、農業戦略室の設置ということでございます。

この意見書の内容を協議いただきまして、承認を得ましたら、10月31日の木曜日、午前10時から市長臨席の下、市へ提出するということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 農業施策検討委員長から、説明がございました。

皆さん、内容につきましては、各地域委員会で確認をいただいておりますが、内容につきまして、何か質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等ないようでしたら、この内容で意見書として、提出するという事で、異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、提案のとおりの内容で、10月31日に市長へ提出することになりますので、御承知おきください。

本日予定しておりました内容につきましては、以上です。何か意見、質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。

お手元にもありますが、10月27日には選挙がございます。また11月には、市長・市議選、知事選もございますので、ぜひ農業の発展、農業振興に取り組んでいただけるように、応援したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは本日の会議は、これで終わります。御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年10月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（14番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（16番委員） _____ ㊟